

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

【発行日】 平成22年8月1日

## 国税庁2009年査察状況報告！

先月、国税庁は、2009年度査察白書を発表しました。

これによると、査察で摘発した2009年度の脱税総額は、前年度を約6億円ほど下回る290億円であることを公表しています。

前年度は、脱税額3億円以上の大型事案が減少傾向にあって、2009年度の脱税総額290億円は、ピーク時の1988年度(714億円)に比べて4割まで減少してきています。

税目別に告発分をみると、法人税が前年度から13件減の84件で、全体の約57%を占め、脱税総額でも同18.4%減の約152億円でした。

所得税は4件減の36件で、金額にして約54億円、消費税は6件増の18件、約20億円、相続税は過去5年間で最多の6件、約19億円でした。

告発件数の多かった業種や取引(5件以上)は、不動産業15件、鉱物・金属材料卸業11件、建設業9件、商品・株式取引8件でした。

また、脱税の手口として、不動産業では取引で得た利益を全く申告しないもの、鉱物・金属材料卸、商品・株式取引及び不動産譲渡では売上除外、建設業では架空の原価計上、キャバレー・飲食店では従業員等から徴収した源泉所得税を不納付とするなどの手口が多かったようです。

## 税務調査はいつ頃来るのか？

国税庁の査察と違い、通常の税務調査は任意で行われています。税務署から調査の電話がかかってきた場合の対処方法については、平成22年2月号(No. 53)でご紹介していますので、ここでは割愛しますが、税務調査の実施時期について、簡単に説明していきたいと思います。

実は、税務調査のピークは、この8月から12月の時期に集中してきます。それは、税務署の人事異動の時期と関連しています。つまり、税務署の人事異動は、7月10日をもって行われており、ちょうどこの時期に各調査官に対して、年間目標が割られます。一般的には、翌年の1月以降になると、年末調整や確定申告などのため、受任する側の税理士も余裕がないため、調査の実施は自粛されていますので、年間目標を達成するためには、年内の12月までに目標をどこまでクリアするのがポイントになっているようです。その結果として、この8月から12月に集中してきています。

もちろん、他の時期に全くないわけではありませんが、1月・2月あたりは、すぐに確定申告のピークと重なりますので、長引く調査は避けられる傾向にあり、また、確定申告明けの4月・5月あたりの調査は、目標調査件数の数合わせ的な意味合いが強く、比較的調査内容も緩い傾向があるような気がしています。

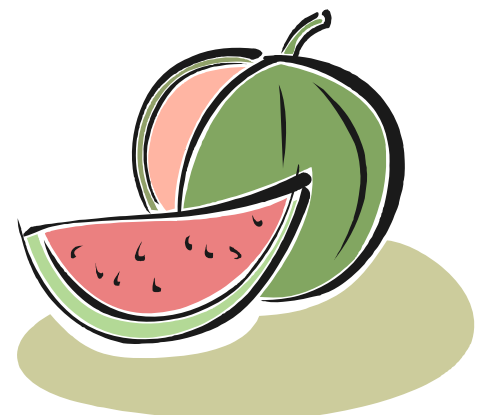
また、人事異動の前後の6月・7月は、1年分の仕事の整理と引き継ぎのため、通常は税務調査が実施されないことが多いようです。

そういえば、今年も2月、6月あたりの税務調査は、早く終了させたかったのか想像以上に「……」でビックリしました。

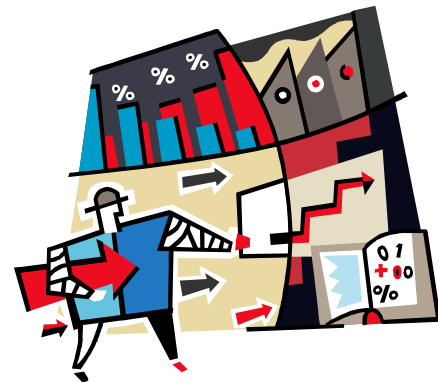
お客様やこちらにとってはうれしい限りなんですけど……。

### CONTENTS

|                        |        |
|------------------------|--------|
| 国税庁2009年査察<br>状況報告！    | ……P. 1 |
| 税務調査はいつ頃来るのか？          | ……P. 1 |
| 株主優待利益への課税は？           | ……P. 2 |
| 熱中症を防ごう                | ……P. 2 |
| 消費税のしくみを<br>勉強してみましょう⑧ | ……P. 3 |
| 道路と資産価値について<br>(前編)    | ……P. 4 |
| 助成金を受給するために            | ……P. 5 |
| 8月度の税務スケジュール           | ……P. 5 |
| 今月の名言録                 | ……P. 6 |
| 編集後記                   | ……P. 6 |



## 株主優待利益への課税は？



最近ではやや縮小傾向でもあるようですが依然として人気が高い“株主優待券”。この施策は、個人株主作りや自社製品・施設の宣伝等の経営目的をもって行われており、上場企業の実施数は約4分の1くらいようです。

所有株数に応じて、優待内容が変わることが多いものの、所有株数に完全比例はせず、概ね名義ごとに付与されるため、零細株主であるほど金銭に換算した利回りが高いようです。それゆえ個人投資家に人気があり、個人株主を増やしたい企業は積極的に実施しています。

株主優待による収入の所得区分は、一見すると配当所得に区分されそうですが、株主に対して法人が与えた経済的利益であっても、法人の利益の有無に関わらず支払われるものは、いわゆる利益の配当又は剰余金の分配とは性質が異なるものとされるため、配当所得からは除かれ、原則として雑所得として分類されています。

従って、配当所得ならば申告不要の制度があるので、これに該当すれば申告漏れでも問題はないのですが、雑所得ということになると、原則として、確定申告の対象になります。ただし、税額計算をしても納税額が出ない人や、年末調整の適用のあるサラリーマンの場合で給与所得のほかの申告を要する所得が20万円以下というときは確定申告をしなくても差し支えありません。

給与以外の申告を要する所得が20万円近い場合は、株主優待券などによる所得があることによって、確定申告をしなければならないことにもなります。通常に確定申告する人の場合は、少額だから申告から除外してもよい、との規定はないので、株主優待利益は申告書に常に反映させるべきということになりますが、優待の物やサービスがいくらの所得と評価計算すべきかはなかなかの難題です。金券ショップなどで換金した場合はその金額が所得収入となりますが、そのような換金価値が不明なものや優待券等の自己利用では所得額のみならず所得の事実の補足も困難です。

実際には、株主優待利益を申告しているという話を聞いたことがなく、税務統計もみたことがないので、事実上の非課税所得となっているのが実態です。

## 熱中症を防ごう！

就業中の熱中症により、愛知県内だけでも毎年のように業務上死亡災害が発生しています(右表)。

熱中症を防ぐためには、熱中症に対する十分な認識を持つことが必要です。

愛知における年別熱中症発生状況(休業4日以上労働災害)



### 熱中症とは

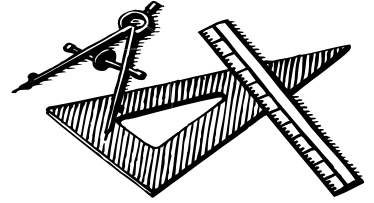
多量の発汗によって体内の水分や塩分のバランスが崩れるために発生する筋肉組織や循環機能への障害や、高温湿度環境、特に多湿かつ無風状態に近い環境が影響して汗をかいても体温の発散が十分にできないために体内の筋肉等で発生する熱を発散することができず、体に蓄積されるために体温が上昇するなど、体温調節や循環機能などの働きに障害が起こる病気で、症状などにより次のように分類されます。

|       |  |      |
|-------|--|------|
| 熱射病   | 身体の体温調節機能が急激に破綻することによって発症する。体温の異常上昇、意識障害、血圧低下、けいれん、めまいなどの症状が現れ、死亡することも稀ではない。                   | 危険度大 |
| 熱疲労   | いわゆる脱水症状(水と塩分の強度の喪失)によって発症する。初期には、激しい喉の渇き、尿量の減少があり、脱力感、倦怠感、吐き気、嘔吐、発汗多量、めまい、体温上昇、意識障害などの症状が現れる。 | 危険度中 |
| 熱けいれん | 大量に汗が出る環境にいて、水だけを補給した場合、血液中の塩分が急激に薄まり発症する。作業中や作業後2~3時間のうちに痛みを伴う筋肉のけいれんや吐き気、嘔吐、全身の倦怠感を訴えるようになる。 | 危険度小 |

### 熱中症を防ぐには

- ①水、お茶を飲んでも、塩分が不十分では身体に必要な水分が吸収されないことがあります。塩分補給にも留意しましょう。
- ②年齢に関係なく発症しています。
- ③室内外を問わず午前11時台から午後3時台を中心に広い時間帯で発生しています。特に通風の不十分な倉庫などで日照による室内上昇を招く環境下では、日差しが強くなる春先から発生しています。
- ④暑熱な場所での作業従事から数日の間で発生しているのがほとんどです。徐々に暑さに身体を慣れさせるよう、作業中のこまめな休憩が大切です。また、休憩は日陰等でとりましょう。特に暑熱下の環境に慣れていない新規雇い入れ労働者には、水分補給や休憩をとりやすいよう環境に慣れるまでの配慮が必要です。

## 消費税のしくみを勉強してみましょう！ ⑧



今回は前回からの続きで「性質及び形状の変更」について学習してみたいと思います。前回は簡易課税の業種区分について、第一種事業から順番に見ていくということで、その用語の意義について学習しました。

「第一種事業の卸売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで他の事業者に対して販売する事業をいう」  
 「第二種事業の小売業とは、他の者から購入した商品とその性質及び形状を変更しないで販売する事業で卸売業以外のものをいう」

というところまで学習しましたが、この用語の中の「～性質及び形状を変更しないで～」の性質及び形状の変更につきまは、具体的にどこまでの行為が性質及び形状の変更にあたりないのかと疑問に思う方もいらっしゃると思います。

では、まずは次の消費税法基本通達を読んでみてください。

### 【性質及び形状を変更しないことの意義】(基本通達13-2-2)

「性質及び形状を変更しないで販売する」とは、他の者から購入した商品そのまま販売することをいう。なお、商品に対して、例えば、次のような行為を施したうえでの販売であっても「性質及び形状を変更しないで販売する」場合に該当するものとして取り扱う。

- (1) 他の者から購入した商品に、商標、ネーム等をはり付け又は表示する行為
- (2) 運送の利便のために分解されている部品等を単に組み立てて販売する場合、例えば、組立て式の家具を組み立てて販売する場合のように仕入商品を組み立てる行為
- (3) 2以上の仕入商品を箱詰めする等の方法により組み合わせる場合の当該組合せ行為

この通達を読むと、なるほどそうだよなあと思えるのですが、逆にわざわざこんな例示を挙げていることを考えると、こんな細かいことまで考慮して判断しなければならないのかと気が重くなります。

次の通達は個人的にとっても興味深い通達で、その取扱いが面白いので一度読んでみて下さい。

### 【食料品小売店舗において行う販売商品の加工等の取扱い】(基本通達13-2-3)

事業者が他から購入した食料品を、その性質及び形状を変更しないで専ら消費者に販売する店舗において、当該販売に供される商品に軽微な加工をして販売する場合で、当該加工が当該加工前の食料品を販売している店舗において一般的に行われると認められるもので、当該加工後の商品が当該加工前の商品と同一の店舗において販売されるものであるときの当該加工後の商品の譲渡を行う事業は、第二種事業に該当するものとして取り扱って差し支えない。

どうですか？この通達を読んだだけでイメージ出来ますか？ 要するに「同一店舗における軽微な加工」であれば、性質及び形状の変更にあたりないということですが、この言葉だけではなかなかイメージしづらいと思います。

そこで、具体的な例示を挙げますので皆様で判定してみましょう。

- ① 卸売業者が鰻をさばいて小売業者に販売
- ② 卸売業者が鰻をさばいて串に刺して小売業者に販売
- ③ 精肉店におけるハンバーグ用に成形した挽き肉の販売
- ④ 精肉店における自家製チャーシューの販売
- ⑤ 鮮魚店がかつおをおろして刺身として販売
- ⑥ 鮮魚店がかつおをおろしてかつおのたたきとして販売
- ⑦ 仲買人が市場からウニ、ホヤを購入し、殻等を取り除いて箱詰めをし、事業者へ販売  
(付着している海藻等を除去するため塩水で洗う)
- ⑧ 生サケから取り出した卵を塩漬けにして他の事業者へ販売

如何ですか？奇数の例示が軽微な加工に該当し、偶数の例示が軽微な加工に該当しないものです。「軽微な加工」とは、一般的には、仕入商品を切る、刻む、つぶす、挽く、たれに漬け込む、混ぜ合わせる、こねる、乾かす等の行為をいう。その為、焼く、煮る、ゆでる等商品に熱を加える行為は、軽微な加工とはいえないということになっておりまして、上記のような区分になるそうです。



このように実務的には？と悩むことが多いのですが、お役人さんがあれこれ理由を考えながら、これはオーケー、こっちはダメなんて真剣に討論している場面を想像すると個人的にはとても面白いです。

次回は「2種類以上の事業を営む場合のみなし仕入率の原則計算」について学習したいと思います。

## 道路と資産価値について(前編)

道路は、それが接する土地の資産価値に大きく影響するといわれます。そこで今回から2回に分けて、道路と敷地はどんな関係があり、資産価値にどのような影響を及ぼすのか検証することになります。

建築基準法では、都市計画区域内等において「建築物の敷地は幅員4m以上の道路に2m以上接していなければならない」とされています。例外規定として、周囲の状況や建築計画の内容から「交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がない」と認められ、許可を受けることができれば、接道していない敷地での建築行為が可能となりますが(法43条但し書き)、一般的には、この接道要件を満たしていない土地には建物が建てられないということになります。

図1に示すA土地、B土地いずれも建築物と道路の間に細い部分(路地状の部分)を持った敷地で、いわゆる「路地状敷地」、「旗竿地」と呼ばれている敷地となります。

しかし、建築基準法では、A土地は幅員4m以上の道路に2m接しているため建物が建てられますが、B土地は要件を満たしていないため建物が建てられないこととなります。

この場合、B土地は評価上「無道路地」と同様の扱いになってしまい、A土地に比べ、B土地の資産価値は非常に低いものになります。路地状部分の幅が僅か20cmの差ですが、資産価値は大きく異なってしまいます。

次に図2ですが、このような場合はどうでしょうか。B土地に接する道路は幅員が2mしかなく、4m以上の道路に接していませんので建物は建てられないのでしょうか。

そこで、この幅員2m道路の性質を調査する必要があります。なぜなら、4m未満の道路であっても特定行政庁が指定したものについては、道路中心線から2m後退(セットバック)した線を、道路と敷地の境界とすれば建物を建築することが可能となるからです。

このような幅員4m未満で特定行政庁の指定を受けた道路の事を「建築基準法42条2項道路」、または単に「2項道路」と呼びます。B土地の前面道路が中心から2m後退することによって建築が可能な道路(2項道路)の場合、実際に建物を建てる時は、下図のように敷地の一部を道路として提供することになります。

したがって、B土地は実際に使用できる面積が当初100㎡あったものが、90㎡と小さくなり、10%も減少してしまいます。さらに、建築面積、延床面積にも大きく影響しますので、建ぺい率や容積率を算定する場合にも不利になることがあります。

このように、道路に接している土地であっても、その道路が「建築基準法に適合した道路」であるか否かは、見た感じだけでは判断できないことが多いです。

後で大きな損害を被る場合もありますので、必ず管轄の役所で「建築基準法の道路」に該当するかどうかの確認が重要です。

図1 接道長2m以上の適用要件

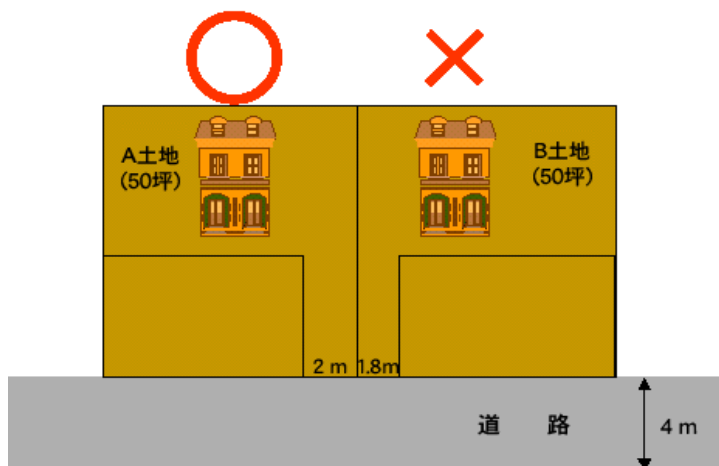
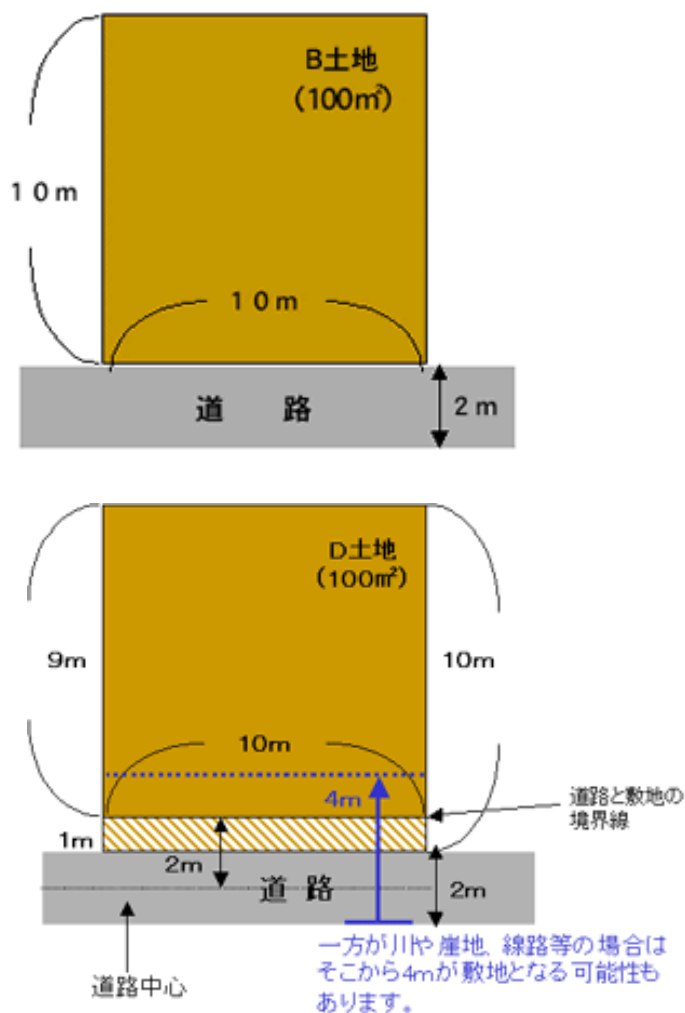


図2 幅員4m未満の道路に接する土地



## 助成金を受給するために

一定の条件を満たすことで国から支給されるのが助成金です。助成金の原資は企業が支払う雇用保険料の一部から成り立っています。つまり、助成金制度は雇用保険料の還元ともいえるわけですから、申請の条件に該当するのであれば申請しないと損ともいえるわけです。

助成金申請の際は次のポイントに注意が必要です。

### 1.雇用保険に加入しているか？

助成金の原資は、企業などが支払う雇用保険料の一部から成り立っているため、雇用保険に未加入の企業は制度の対象にはなりません。

### 2.会社都合で従業員を解雇していないか？

人材の雇い入れに伴う助成金では、雇い入れ前6ヶ月間に従業員を解雇していると原則として受給できません。従業員の整理解雇の実績などがあると、申請時に不利に作用する可能性があります。

### 3.申請期限内か？

助成金は申請期限が厳密に決められていて、この期限を過ぎると受け付けてもらえません。

### 4.労働者名簿や就業規則を整備しているか？

常時雇用する労働者数を確認されるため、「労働者名簿」が必要です。

また、常時雇用する従業員が10名以上いる会社は「就業規則」の提出を要求されます。

特に雇用継続関連、育児関連の助成金のほとんどは、就業規則の作成・変更が受給要件のひとつになっています。

### 5.同様の趣旨の助成金を受給していないか？

原則として、助成金は併給できません。

最近の助成金のパンフレット等には、どの助成金が併給できないか列挙してありますが、場合によっては受給できることもありますので、確認が必要です。

※当事務所では、助成金申請代行業務を行っております。詳しくはお問い合わせください。



## 8月度の税務スケジュール

| 内 容   | 期 限                      |
|---|--------------------------|
| 7月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額の納付  | 納 期 限 8月 10日(火)          |
| 6月決算法人の確定申告(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税)                         | 申告期限 8月 31日(火)           |
| 3月、6月、9月、12月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)                            | 申告期限 8月 31日(火)           |
| 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告(消費税・地方消費税)                                    | 申告期限 8月 31日(火)           |
| 12月決算法人の中間申告(半期分)(法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税)                            | 申告期限 8月 31日(火)           |
| 消費税の年税額が400万円超の3月・9月・12月決算法人・個人事業者の3月ごとの中間申告(消費税・地方消費税)                 | 申告期限 8月 31日(火)           |
| 消費税の年税額が4,800万円超の5月、6月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告(4月決算法人は2ヶ月分)(消費税・地方消費税) | 申告期限 8月 31日(火)           |
| 個人事業者の当年分の消費税・地方消費税の中間申告  | 申告期限 8月 31日(火)           |
| 個人事業税の納付(第1期分)  | 納 期 限 8月中において市町村の条例に定める日 |
| 個人の道府県民税及び市町村民税の納付(第2期分)  | 納 期 限 8月中において市町村の条例に定める日 |

## 今月の名言録

### ～ 解決策より気持ちを顧みる ～

たとえば、自分が将来やりたいことを人に相談したら蹴られたり、また自分の思ったことが思うようにできなかったときなんかには、普通の人間だったら誰でも、失望や落胆があるね。そういうときに、今までと違った思い方をすることが秘訣の第一だな。

あなた方はたいてい、何とかして自分の現在の失望、落胆したことを取り戻そうと、その出来事なり事情を解決するほうへ手段をめぐらすことが先決問題だと思うだろう。それが間違いなんだよ。

一番必要なことは、もしもこの出来事に対して意気を消沈し、意気地をなくしてしまえば、自分の人生は、ちょうど流れのなかに漂う藁くずのような人生となって、人間の生命の内部光明がきえてしまうということをしんから思わなきゃいけないんだよ。

失望や落胆をしている気持ちのほうを顧みようとはしないで、失望、落胆をさせられた出来事や事情を解決しようとするほうを先にするから、いつでも物になりやしない。

つまり順序の誤りがあるから駄目なんだ。いいかい、このところをしっかりと心得ておくんだよ。

およそ人生の一切の事件は、ほとんどそのすべてが自己の心の力で解決される。



(「本当の心の力」中村天風著 PHP研究所)

## ホームページをリニューアルしました！

浅岡会計事務所のホームページがリニューアルされました。まだまだ、工事中のページも多いですが、順次更新して参りますので、お時間のある時にでも、一度のぞいてみてください。

また、ご意見・ご要望をお待ちしていますので、よろしく願いいたします。

ホームページアドレス：<http://www.asaoka-kaikei.com>

## 編集後記

すでにご存知の方もおみえかと思いますが、今年の1月から、スタッフがリレー方式でブログの公開をしています。スタッフそれぞれの個性あふれるコメントが満載ですので、こちらも一度のぞいてみてください。

こちらは、週に1度くらいのペースで順番がまわってくるので、日々ネタ探しに苦労しています。でも、普段意識していないと気づかないことも発見できたりするので、いいこともありますね。

ブログアドレス：<http://asak-blog.blogspot.com/>

(浅岡 和彦)



## 事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル東棟9階

TEL:052-331-0135

052-331-0145

FAX:052-331-0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
松永 裕美

